

厚生労働省発健生 1227 第 6 号

令和 6 年 12 月 27 日

内閣総理大臣 石破 茂 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿

(公 印 省 略)

食品衛生法第 72 条第 3 項に基づく内閣総理大臣への求めについて

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 72 条第 3 項に基づき、内閣総理大臣に対し、別紙のとおり求める。

(別紙)

1 及び 2 を踏まえ、食品中のプベルル酸の規格基準の策定の検討を求める。

1. 厚生科学審議会食品衛生監視部会機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会紅麹関連製品に係る事案の健康被害情報への対応に関するワーキンググループをこれまで4回開催した。その結果、本ワーキンググループにおいて、今般の紅麹関連製品に係る事案の健康被害について、原因究明の結果、プベルル酸には腎毒性が確認されていることから、プベルル酸を発生させない製造条件や、プベルル酸に係る規格基準等の要否について検討していくことが必要ではないかとされたこと。
2. このことを踏まえ、厚生労働省としては、プベルル酸を産生させる青カビについて、HACCP による衛生管理等を求めていく考えであるが、
 - ① 食品の製造における衛生管理を行う上で、プベルル酸を産生する青カビの混入を完全に防ぐことは困難であること、
 - ② 仮にプベルル酸が食品に混入した場合に、プベルル酸を十分に低減できる工程等がないこと、から、プベルル酸が混入した食品を排除するための目安の要否の検討が必要ではないかと考えること。